

「元号」に関する商標について

平成30年8月

第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）

前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

4. 現元号を表示する商標について

商標が、現元号として認識される場合（「平成」、「HEISEI」等）は、本号に該当すると判断する。

1. 検討の背景

元号については、現行の商標審査基準第18 第3条第1項第6号において、「商標が、現元号として認識される場合（「平成」、「HEISEI」等）は、本号に該当すると判断する。」と記載されている。

元号については、平成31年に改元が予定されているところ、上記のとおり、現在の基準には、現元号についてのみ記載されており、現元号以外の元号については、明記されておらず、改元後に現元号ではなくなる「平成」も含めて、現元号以外の元号について、商標の審査の取扱いが明確ではない。

そして、これまで商標の審査においては、現元号以外の元号について、その元号が、例えば、会社の創立時期、商品の製造時期、その他の日付・期間等を表示するものとして一般的に使用されている等、元号として認識されるにすぎないものである場合には、現元号同様に識別力を有しないものとして、商標法第3条第1項第6号に該当すると判断している。

2. 検討の方向性

第3条第1項第6号の審査基準に掲載の「現元号」の基準を「現元号以外の元号」の場合についても、元号と認識される場合は、本号に該当する旨記載してはどうか。

【改訂案】

第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）


前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

4. 元号を表示する商標について


商標が、例えば、会社の創立時期、商品の製造時期、その他の日付・期間を表示するものとして一般的に使用されている等、元号として認識されるにすぎない場合は、本号に該当すると判断する。

【参考情報】

○平成 2 年審判第 1 7 6 3 7 号（審決日；平成 6 年 1 1 月 2 9 日）

	<p>本願商標は、その構成は前記のとおりであって、これは、現元号を片仮名文字、平仮名文字、漢字および欧文字で表したにすぎないものである。</p> <p>してみれば、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、これに接する需要者をして、直接的ではないが、平成に製造されたものである等、広い意味での商品の生産時期等を表すものとして、また、一般に使用され得る現元号を表したにすぎない表示として認識させるにとどまるものと判断するのが相当であるから、自他商品の識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ない。</p> <p>したがって、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であるかを認識することができない商標であるから、商標法第 3 条第 1 項第 6 号に該当し、これを登録することができない。</p>
---	---

○不服 2 0 1 3 - 2 3 6 3 1（審決日；平成 2 7 年 9 月 1 日）

	<p>◎審査における判断 本願商標は、『昭和』の文字・・・は、・・・旧年号とはいえ、平成の現在においても・・・法人の創立時期や、商品の開発時期などを表すために当時の年号を用いて・・・いることから・・・需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものと認める。したがって、本願商標は、商標法第 3 条第 1 項第 6 号に該当する。</p> <p>◎当審の判断 本願商標については、・・・補正後の指定商品のいずれについても、請求人は、長年、本願商標と同一と認めうる「昭和」の文字からなる商標を使用した商品の製造、販売を行ってきており、国内第 1 位のシェアの商品を含め、いずれも国内有数のシェアを占めるに至っていることが認められ、その結果、本願商標は、・・・その商品の取引者、需要者をして、請求人の略称を表すものとして認識されるに至っているということができる。</p>
---	---